

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。出席停止の期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。

発症日を0日目として、最低5日目までは出席停止となります。それに加えて、症状が軽快した日によって出席停止期間が延長されます。

◆発症日とは

症状（発熱や呼吸器症状等）が始まった日です。診断された日ではありません。受診時、医師に症状や経過を伝え、発症した日を確認してください。

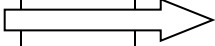
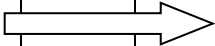
◆発症した後とは

発症した翌日から起算します。発症した日は含みません。発症日を0日目として、翌日を1日目と数えます。

◆症状軽快とは

解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。症状が軽快した日の翌日までは出席停止です。また、解熱とは平熱に戻ることを言います。

◆出席停止期間早見表

	最低基準						発症後5日を経過した後		
	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	6日目	7日目	8日目
例1) 症状なしで陽性 になった場合	検体 採取日	症状 なし	症状 なし	症状 なし	症状 なし	症状 なし	登校 可能		
	出席停止								
例2) 発症後3日目に 軽快した場合	症状 あり	症状 あり	症状 あり	症状 軽快	軽快後 1日目	症状 なし	登校 可能		
	出席停止								
例3) 発症後5日目に 軽快した場合	症状 あり	症状 あり	症状 あり	症状 あり	症状 あり	症状 軽快	軽快後 1日目	登校 可能	
	出席停止								

※発症後6日目以降に症状が軽快した場合、順次、出席停止期間が延長されていきます。

出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用やハイリスク者との接触は控えていただくことが推奨されています。